

第 1 回

美方町・村岡町・香住町 合併協議会 会議録

平成 15 年 12 月 24 日

第1回美方町・村岡町・香住町合併協議会 会議録

日 時 平成15年12月24日(水) 午後1時30分～午後4時10分

場 所 村岡町射添会館多目的ホール

出席者

協議会委員(計24名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
中安富士男	岩 槻 健	藤 原 久 嗣
吉 田 範 明	谷 淵 栄 一	上 田 孝
本 城 繁 信	板 坂 公 二	橘 秀 夫
朝 倉 富 征	石 垣 健 三	伊 藤 誠
井 上 一 郎	井 上 源 一	岡 田 久 子
毛 戸 公 彦	小 谷 道 子	柴 崎 一 秀
中 村 治 泰	西 尾 高 雄	中 村 暁
水 間 徳 子	三 好 忠 男	村 瀬 晴 好

顧問(計2名)

兵庫県議会議員	兵庫県議会議員
中 村 茂	丸 上 博

幹事会(計9名)

上 田 節 郎	中 村 一 治	大 ・ 正 博	吉 田 博 昭	藤 村 吉 孝
太 田 培 男	杉 谷 信 義	米 田 稔	谷 岡 喜 代 司	

事務局(計6名)

藤原進之助	岸本典明	穴田康成	清水幸信	邊見泰正	田尻幸司
-------	------	------	------	------	------

欠席者

なし

傍聴人 30人

第1回美方町・村岡町・香住町合併協議会

と き：平成15年12月24日(水)

と ころ：村岡町射添会館多目的ホール

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議長及び副議長の選任
- 4 議長挨拶
- 5 会議録署名委員の指名
- 6 議 題

(1) 報告事項

- 報告第1号 美方町・村岡町・香住町合併協議会規約について
- 報告第2号 美方町・村岡町・香住町合併協議会規約に関する協議書等について
- 報告第3号 美方町・村岡町・香住町合併協議会幹事会規程について
- 報告第4号 美方町・村岡町・香住町合併協議会専門部会設置規程について
- 報告第5号 美方町・村岡町・香住町合併協議会分科会設置規程について
- 報告第6号 美方町・村岡町・香住町合併協議会事務局規程について
- 報告第7号 美方町・村岡町・香住町合併協議会電算システム統合プロジェクトチーム設置規程について
- 報告第8号 美方町・村岡町・香住町合併協議会公印に関する規程について
- 報告第9号 美方町・村岡町・香住町合併協議会財務規程について
- 報告第10号 美方町・村岡町・香住町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
- 報告第11号 美方町・村岡町・香住町合併協議会予算について

(2) 協議事項

- 協議第1号 美方町・村岡町・香住町合併協議会会議運営規程について
- 協議第2号 美方町・村岡町・香住町合併協議会の申し合わせ事項について
- 協議第3号 美方町・村岡町・香住町合併協議会傍聴規程について
- 協議第4号 美方町・村岡町・香住町合併協議会会議録等閲覧規程について
- 協議第5号 美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会設置規程について

協議第 6 号 美方町・村岡町・香住町合併協議会合併協定項目について

協議第 7 号 合併の方式について

協議第 8 号 合併の期日について

協議第 9 号 事務事業調整方針について

協議第 10 号 電算システム関係事務事業の取扱いについて

7 その他

第 2 回協議会の開催について

(1) 日 時 平成 1 6 年 1 月 1 4 日 (水) 1 3 : 3 0 ~

(2) 場 所 美方町総合センター

(3) 協議事項

新町の事務所の位置について

新町の名称について

財産の取扱いについて

新町のまちづくり計画 (その 1) について

新町のまちづくり計画検討小委員会の設置について

第 3 回協議会の開催について

(1) 日 時 平成 1 6 年 1 月 2 7 日 (火) 1 3 : 3 0 ~

(2) 場 所 香住町文化会館

8 閉 会

藤原事務局長 ただ今より、第1回美方町・村岡町・香住町合併協議会を始めさせていただきます。

それでは最初に会長の岩槻村岡町長がご挨拶を申し上げます。

岩槻会長 それでは初回の協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げたいと思います。先程は発足式を滞りなく行なったところございまして、委員の皆様には厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。なお、今後の会議につきまして委員、顧問の皆様には引き続き、協議会にご出席をいただく事になっておりまして、誠にありがとうございます。今後、集中的な協議が開催されます中で、大変なご尽力をいただく事となりますが、何卒よろしく顧問の先生方お願い申し上げます。

さて、先刻、会長として指名を受けましたので、皆さんの格段のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ことのほか、本協議会は3町の委員の皆様と顧問の皆様が一体となり、新町の町づくりに関する基本的な計画作成をはじめ合併に関する協議を行ってまいります。慎重ご審議をいただきますと共に、活発な議論を重ねていただきたいというふうに思っております。

また、協議会の議長、副議長につきましては会長以外の町から選出させていただき、議事の進行に努めていただくこととなっておりますので、委員皆様の格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今日も傍聴いただいておりますが、住民の皆様に協議会の活動をお知らせするため、情報の公開に意を払って参りたいというふうに思います。後ほど、傍聴の件につきましてもお諮りさせていただきますが、原則公開として今回は、傍聴もしていただいておりますことをご理解をいただきたいというふうに思います。3町の人と自然と文化が輝く新しい町づくりに向けて共に英知を注ぐことをお互いが誓い、開会のご挨拶といたします。どうかよろしくお願い申し上げます。

藤原事務局長 続きまして、議長及び副議長の選任に入ります。議長及び副議長の選任につきましては、去る12月12日付をもって3町長が取り交わした合併協議会設置に関する協議書によって、12月15日付けで規約が施行されております。その中で会長が、議長及び議会が選出する議員の中から選任することになっておりますので、ここで、岩槻会長から合併協議会の議長及び副議長の選任をお願いします。

岩槻会長 それでは、今、事務局長の方から申し上げましたように、規約第8条第1項第2号によりまして、私のほうから本協議会の議長と副議長を選任させていただきたいと

思います。ご理解をお願い申し上げます。

議長には、美方町の議会議長でございます吉田範明さん、副議長には香住町議会議長の
上田孝さん、同じく村岡町議会議長の谷淵栄一さんを選任いたします。よろしくご理解願
います。

藤原事務局長 ありがとうございます。それでは、ただいま議長に選任されました吉
田範明様からご挨拶を頂戴したいと存じます。

吉田議長 ただいま岩槻会長の方から大役をおおせつかりました美方町議会議長の吉田
と申します。浅学非才の身ではございますけれど、5町合併の経験、また反省を踏まえつ
つ、この3町合併協議会につきましては全身全霊を傾けて、取り組みたいとこのように思っ
ております。しかし、私自身慣れない部分もあります。そういう意味では、先程会長の方
から選任されました副議長、香住の議長であります上田議長、それから村岡町の議長であ
ります谷淵議長共々、一生懸命3人で力を合わせましてこの合併協議会の議事、進行に努めて
まいりたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。若干、今の気持ちを述べさせ
てもらって私の就任の挨拶に代えさせていただきたいと、このように思っております。

ご存知のように、一年余りの短期間にこの合併協議会は合併に向けての道筋をたてなけ
ればなりません。委員の方々には本当に中身の濃い協議をしてもらわねばならないとこの
ように思っております。議長また副議長としまして公平公正を保ち、かつ効率的な議事進
行を心がけて参りたいとこのように思っておりますので、委員各位のご協力をどうぞよろ
しくお願いいたします。また、今回の3町合併におきましては、相手の立場を十分尊重しつ
つ、また、各町の主体性を持った発言をしていただきたい。そして、2万3千余りの町民
の付託に十分応えられますよう、互譲の精神を持ちまして、また、町民の声にも十分耳を
傾けまして、自己研鑽、研修を重ねていただきますことを冒頭に要求しまして、私の簡単で
はございますけれど就任の挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

では、早速会議の成立について、事務局長から報告を求めます。

藤原事務局長 それではご報告をさせていただきます。委員総数24名で、本日は全員
のご出席をいただいております。協議会の会議につきましては、半数以上の方の出席で成
立するというこの後の会議規則でもご報告させていただきますけれども、それに倣
いまして半数以上出席いただいておりますので、会議は成立しておりますことをここに
報告申し上げます。

それでは続きまして、ここで議長から会議の開会を宣言していただきたいと思
います。

吉田議長 ただ今から、第1回美方町・村岡町・香住町合併協議会の開会を宣言いたします。

藤原事務局長 それでは、次に会議録署名委員の指名をお願いします。

吉田議長 それでは、議長におきまして会議録署名委員の指名をしたいと思います。会議録署名委員には、美方町、朝倉富征委員、村岡町、石垣健三委員を指名いたします。

それでは、議題に入りますが、議題に入るまでに今後、先程会長の方からもお話がありましたように、傍聴規定等の協議が行なわれるわけですが、是非、傍聴者の皆様にお断りしたいというふうに思っております。まず、携帯電話等ございましたら、切るかマナーモードにさせていただいて議事の妨げにならないようよろしくお願いします。それとヤジ等、また、談笑等、きちとした形の中で審議の妨げにならないようよろしくお願いします。もし、審議の妨げになるよというふうに判断した時には退場も辞さない覚悟でございますので、どうぞお互いに紳士的な中で協議して参りたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いします。そして、今回報告案件が10件、それから、協議案件が10件とかなり盛りだくさんの議事案件になっておりますので、できるだけ報告につきましては要点等、説明申し上げて承認をしていただいて、なるべく協議時間のほうに時間を取ってまいりたいとこのように思っておりますので、どうぞご協力の程よろしくお願いいたします。そういうことで、事務局の方も説明の方、よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から議題に入ります。報告第1号、美方町・村岡町・香住町合併協議会規約についてを議題といたします。事務局長より朗読をお願いいたします。

藤原事務局長 はい。それでは1ページをお開きいただきたいと思います。報告第1号、美方町・村岡町・香住町合併協議会規約について。美方町・村岡町・香住町合併協議会規約について報告する。平成15年12月24日報告。美方町・村岡町・香住町合併協議会会長、岩槻健。美方町・村岡町・香住町合併協議会規約について。美方町・村岡町・香住町合併協議会の発足にあたり美方町・村岡町・香住町合併協議会設置に関する協議書を取り交わし、美方町・村岡町・香住町合併協議会規約を定めたので別紙のとおり報告する。2ページをお願いします。去る、12月12日をもちまして、美方町・村岡町・香住町合併協議会設置に関する協議書の取り交わしをしております。別紙に規約を定めておりますが、15年12月15日付けで同規約を施行し、協議会を設置しております。それでは、3ページの規約の説明に入らせていただきます。まず、2条で協議会の名称を定めておりますが、美方町・村岡町・香住町合併協議会ということにいたしております。第3条では、

協議会の任務でございますけれども、まず第1に3町の合併に関する協議、2番目に市町村の合併の特例に関する法律に基づきまして、新町のまちづくり計画の作成、更には3町の合併に関し必要な事項を協議会の任務といたしております。第4条では、協議会の事務所を村岡町入江711番地の2、射添会館に決めております。第5条では、組織として、会長、副会長、委員及び顧問をもって組織することにいたしております。第6条、会長及び副会長でございますけれども、会長、副会長につきましては、3町長の協議によりまして、3町長の中から選任され、先程ご報告があったところでございます。めくっていただきまして、4ページの第8条でございますが、委員として、まず3町の長ということで3人の町長さん方、2番目に3町の議会の議長及び議会が選出する議員1人となっております。それから3番目に3町の長が定めた学識経験を有する者、15名以内ということで、総勢24名の委員さんで構成いたしております。第9条では、顧問を定めておりますけれども、先程、委嘱をさせていただきました、第1号が兵庫県議会議員のお二人の先生方でございます。2号で但馬県民局長ということにしておりますけれども、こちらも先程ご報告させていただきましたが、ただ今、要請中ということでございます。それから、第10条が会議になるわけでございますけれども、第3項で委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができないという定めをしております。第6項では議長及び副議長は、第8条の第2号に定める者の中からということで先程、会長から選任をさせていただきました。第11条では、小委員会を定めておりますけれども、小委員会を設置することができる規程でございます。後ほど小委員会の設置規程を議論していただく予定にしております。5ページの第12条幹事会でございますけれども、協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するために、幹事会を置くことを定めております。幹事につきましては発足式の資料に名簿をつけておりましたが、3町の助役、総務課長、企画担当課長、計9名で構成いたしております。第13条、事務局でございますけれども、協議会の事務を処理するために事務局を置くことにいたしております。事務局の職員につきましては、3町の町長が定めた者を持ってあてるということで、現在6名の職員と1名の事務補助職員で事務局を担わせていただいております。それから、第15条が監査でございますけれども、第2項で3町の監査委員の中から、会長が選任するということで、これも発足式に名簿をつけておりましたけれども、美方町の邊見監査委員、香住町の谷岡監査委員をお願いいたしております。それから、第16条の財務に関する事項でございますけれども、事務所所在の町ということで村岡町の例によって執行させていただくことにしております。それから、報酬

及び費用弁償の関係でございます、第17条でございますけれども、会長、副会長、委員、それから顧問のうち県会議員、監査委員につきましては、報酬及び費用弁償を受けることができるということを決めております。第2項では顧問の中で県民局長及び委員以外の者に出席を求めた場合は、それらの方には対しては費用弁償を支払うことができるという規定でございます。なお、この規約の施行は、先程申し上げました15年12月15日をもって施行をさせていただいております。なお、第7ページに参考資料ということで協議会の組織体系図をお届けさせていただいておりますけれども、協議会の下に幹事会がございまして、協議会提出議案の協議調整、あるいは協議会運営の総合調整を担うことにしております。なお、幹事長の命によって、専門部会あるいは専門部会長の命によって分科会を開くことも想定いたしております。なお、電算システム統合プロジェクトチームについては、幹事会直結でプロジェクトチームを置く事を考えております。なお、それらの一体的な連絡調整として合併協議会の事務局があるということでございます。なお、小委員会につきましては、協議会から付託された専門分野の調査審議をするために、先程設置することができるということで、ご説明させていただいておりますが、必要に応じて小委員会を設置することにいたしております。以上で説明を終わらせていただきます。

吉田議長 説明が終わりました。これから質疑を受けるわけなんですけど、まだ私、委員の名前と顔が一致しませんので、できるだけ町名と名字だけで結構ですのでそれを冒頭に言っていただいて質疑を受けたいとこのように思っております。質疑はございませんか。

吉田議長 美方町、中村くん。

中村(治)委員 美方町の中村と申します。一つだけ確認をさせていただきたいと思うんですけども、今回、本合併協の会長と議長を明確に区分された訳でございます。会長につきましては概ね理解できるわけですけども、議長の職務、職責、位置付けについて確認をさせていただきたい。そして、共通認識させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

吉田議長 事務局長、藤原くん。

藤原事務局長 はい。議長、副議長につきましてもこの24名の委員と同じ委員の扱いでございます。ただ表決権でございますとか、意見を述べる関係につきましても議長職にあっても、あるいは副議長職にあっても、委員と同じく表決したり意見が述べられるようにいたしております。

吉田議長 よろしいですか、中村さん。他に質疑ございませんか。

吉田議長 質疑なしと認めます。質疑がないようですので、ここで報告第1号、美方町・村岡町・香住町合併協議会規約について承認することにご異議ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしと認めます。従いまして、報告第1号、美方町・村岡町・香住町合併協議会規約については、承認されました。

続きまして、報告第2号、美方町・村岡町・香住町合併協議会規約に関する協議書等についてを議題といたします。事務局より朗読をお願いします。

藤原事務局長 それでは、8ページをお開きいただきたいと思います。報告第2号、美方町・村岡町・香住町合併協議会規約に関する協議書等について。美方町・村岡町・香住町合併協議会規約に関する協議書。美方町・村岡町・香住町合併協議会事務局職員の事務従事に関する確認書及び美方町・村岡町・香住町合併協議会委員等の公務災害補償に関する確認書について報告する。平成15年12月24日報告。美方町・村岡町・香住町合併協議会会長、岩槻健。美方町・村岡町・香住町合併協議会規約に関する協議書等について。美方町・村岡町・香住町合併協議会規約に基づき、美方町・村岡町・香住町合併協議会規約に関する協議書、美方町・村岡町・香住町合併協議会事務職員の事務従事に関する確認書及び美方町・村岡町・香住町合併協議会委員等の公務災害補償に関する確認書を取り交わしたので、別紙のとおり報告する。まず、協議書の9ページでございます。3つの協議書、確認書につきましては、いずれも12月12日付をもちまして3町長により取り交わしをいただいているところでございます。それでは、9ページをお開きいただきたいと思います。規約に関する協議書についてご説明を申し上げます。規約に関する協議書では、規約第4条、第6条第1項及び第13条第1項が協議の対象になっておりまして、規約第4条に規定する協議会の事務所につきましては、村岡町入江711番地の2に、第6条第1項に規定する会長、副会長につきましては、先程も申し上げたとおりでございます。別表1に名前を記させていただいております。また、第13条第1項に規定する事務局の組織につきましても、11ページをご覧くださいと思いますけれども、別表2で事務局長、それから事務局の参事、それから事務局の次長、以下4係を設けておりまして、総務係、計画係、調整係、電算・情報係といたしております。次に、12ページをお開きいただきたいと思います。事務局職員事務従事に関する確認書についてご説明申し上げます。事務局職員事務従事に関する確認書では、規約第13条第2項に規定します事務局職員の事務従事及びその取り扱いについて、確認がなされております。その内容は、第1条で職

員の身分はそれぞれの町に有することになります、命によって協議会事務局の事務に従事することにいたしております。第2条では、給与はそれぞれの町で負担することにいたしております。第3条では、職員の旅費は村岡町の例によりまして、協議会が支給すること、それから第7条の服務及び勤務時間等につきましては、これも村岡町の例によることと確認されております。次に14ページをお開きいただきたいと思います。委員等の公務災害補償に関する確認書でございます。委員等の公務災害補償の取り扱いにつきましては、第1条では基本的には、委員を選出した町の制度を適用しまして、公務災害補償保険に加入するものであります。また第2条では、公務災害補償を適用した場合の経費は、その町の負担とすることにいたしております。なお、第3条では県民局長等常勤の行政職の職員にありましては、それぞれの団体の制度によりまして公務災害補償の適用を受けるものとしております。それぞれの町の制度の適用を受けるものとしまして、本件による取り決めは適用しないということにいたしております。それから、1条戻りますが、第3項で当該協議会の委員等を選出した町の制度が適用されない委員等につきましては、別途この協議会で保険に加入することにいたしております。以上で報告第2号の説明を終わります。

吉田議長 説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

吉田議長 質疑はないようですので、報告第2号、美方町・村岡町・香住町合併協議会規約に関する協議書等について承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議の声がございませんので、報告第2号、美方町・村岡町・香住町合併協議会規約に関する協議書等については、承認されました。

続きまして、報告第3号、美方町・村岡町・香住町合併協議会幹事会規程についてを議題といたします。事務局、朗読をお願いします。

藤原事務局長 16ページをお開きいただきたいと思います。報告第3号、美方町・村岡町・香住町合併協議会幹事会規程について。美方町・村岡町・香住町合併協議会幹事会規程について報告する。平成15年12月24日報告。美方町・村岡町・香住町合併協議会会長、岩槻健。美方町・村岡町・香住町合併協議会幹事会規程について。美方町・村岡町・香住町合併協議会幹事会規程を別紙のとおり制定したので報告する。17ページをご覧ください。第1条で主旨を上げておりますけれども、規約第12条第3項の規程に基づきまして、幹事会の組織及び運営に関して定めております。幹事会の任務でございますけれども、協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するというものでございます。

更には、2項で合併に必要な事項について協議又は調整するということにいたしております。それから第3条の組織でございますけれども、幹事に幹事長と副幹事長を置くことにいたしております。幹事長には香住町の助役、副幹事長には村岡町の助役、美方町の助役にあたっていただいております。それから、第5条の幹事につきましては、これも先程申し上げましたが、各町の助役、総務課長、企画担当課長で構成をいたしております。

それから、第7条で必要に応じて、専門部会を置くことにいたしております。なお、19ページに幹事の申し合わせ事項といたしまして、会議の定例開催を毎月第4水曜日に、定めております。なお、この会議の開催場所でございますけれども、村岡町で開催することにいたしております。以上で、報告第3号の説明を終わります。

吉田議長 説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑がございますか。

吉田議長 質疑がないようですので、報告第3号、美方町・村岡町・香住町合併協議会幹事会規程についてを承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしと認めます。従いまして、報告第3号、美方町・村岡町・香住町合併協議会幹事会規程については、承認されました。

続きまして、報告第4号、美方町・村岡町・香住町合併協議会専門部会設置規程についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

藤原事務局長 20ページをお願いします。報告第4号、美方町・村岡町・香住町合併協議会専門部会設置規程について。美方町・村岡町・香住町合併協議会専門部会設置規程について報告する。平成15年12月24日報告。美方町・村岡町・香住町合併協議会会長、岩槻健。美方町・村岡町・香住町合併協議会専門部会設置規程について。美方町・村岡町・香住町合併協議会専門部会設置規程を別紙のとおり制定したので報告する。21ページをお願いいたします。第1条で幹事会規程第7条の規程に基づきまして、専門部会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。第2条で任務を上げておりますけれども、幹事長の指示を受けまして、規約第3条、これは3町の合併に関する協議、新町まちづくり計画の作成、3町合併に関する必要な事項でございますが、これらについて専門的に協議又は調整するものとしております。それから3条に組織を上げておりますけれども、現在10の専門部会を予定しております。それらは、3町の所管課の長をもって、課長をもって組織するにいたしております。それから、第7条で必要に応じて分科会をおくことができるという事を定めております。22ページの別表で、第3条関係の町別の専

門部会所管課を表にまとめておりますのでご覧いただきたいと思います。以上でございます。

吉田議長 説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

吉田議長 質疑がないようですので、報告第4号、美方町・村岡町・香住町合併協議会専門部会設置規程については承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしと認めます。従いまして、報告第4号、美方町・村岡町・香住町合併協議会専門部会設置規程については、承認されました。

続きまして、報告第5号、美方町・村岡町・香住町合併協議会分科会設置規程についてを議題といたします。事務局、朗読をお願いいたします。

藤原事務局長 23ページをお願いいたします。報告第5号、美方町・村岡町・香住町合併協議会分科会設置規程について。美方町・村岡町・香住町合併協議会分科会設置規程について報告する。平成15年12月24日報告。美方町・村岡町・香住町合併協議会会長、岩槻健。美方町・村岡町・香住町合併協議会分科会設置規程について。美方町・村岡町・香住町合併協議会分科会設置規程を別紙のとおり制定したので報告する。24ページをお願いいたします。第1条で主旨を上げております。専門部会の設置規程第7条に基づきまして、分科会の設置及び運営に関して必要な事項を定めております。分科会の任務でございますけれども、専門部会長の指示を受けまして、先程、専門部会で申し上げました規約の第3条に定める事項について、専門的に協議又は調整するものとしております。なお、分科会の協議項目でございますけれども現時点では、1149項目ございます。それから、第3条で組織を上げておりますけれども、これは26ページにそれぞれ分科会の町の担当を上げておりますので参照していただければというふうに思っております。それから、第4条で役員ということで35の分科会に分科会長と副分科会長を置くことにいたしております。以上で分科会の設置規程についての説明を終わらせていただきます。

吉田議長 説明が終わりました。質疑を受けます。質疑はございませんか。

吉田議長 質疑がないようですので、報告第5号、美方町・村岡町・香住町合併協議会分科会設置規程については承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議の声がございませんので、報告第5号、美方町・村岡町・香住町合併協議会分科会設置規程については承認されました。

続いて、報告第6号、美方町・村岡町・香住町合併協議会事務局規程についてを議題といたします。事務局、朗読説明をお願いします。

藤原事務局長 27ページをお願いいたします。報告第6号、美方町・村岡町・香住町合併協議会事務局規程について。美方町・村岡町・香住町合併協議会事務局規程について報告する。平成15年12月24日報告。美方町・村岡町・香住町合併協議会会長、岩槻健。美方町・村岡町・香住町合併協議会事務局規程について。美方町・村岡町・香住町合併協議会事務局規程を別紙のとおり制定したので報告する。28ページをお開き下さい。第1条で主旨を上げておりますけれども、この事務局規程は規約の第13条第3項の規定に基づきまして、事務局に関し、必要な事項を定める規程でございます。第2条では、事務局の任務といたしまして、協議会の会議に関する事、協議会の協議資料の作成に関する事、協議会の庶務に関する事、その他協議会の運営に関し必要な事項を定めております。なお、3条で事務局には事務局長、事務局参事、事務局次長、係長、その他必要な職員を置くことにいたしております。3項で、必要に応じて兵庫県職員を助言者として、派遣要請することができるものとしております。第4条で所掌事務を上げておりますけれども、第1項で事務局長の所掌事務、それから第2項で事務局の参事、それから、第3項で事務局の次長、第4項で係長それぞれの所掌事務を上げております。それから、事務局長の専決事項として、第5条に7項目ほどあげさせていただいております。原則、会長の決裁を受けなければならないといたしておりますけれども、この7つの事項につきましては事務局長において専決することができるということにさせていただいております。それから、第7条で職員の服務でございますけれども、協議会の所在町ということで村岡町の例によることとさせていただいております。第8条、給与でございますけれども、先程の確認書のところでもありましたように、それぞれ所属する町の負担とすることにいたしております。なお、職員の旅費につきましても協議会で支給することといたしております。30ページに第3条の別表ということで各係の分掌事務を上げさせていただいております。以上でございます。

吉田議長 説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

吉田議長 質疑がないようですので、報告第6号、美方町・村岡町・香住町合併協議会事務局規程については承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしと認めます。従いまして、報告第6号、美方町・村岡町・香住町合

併協議会事務局規程については承認されました。

続きまして、報告第7号、美方町・村岡町・香住町合併協議会電算システム統合プロジェクトチーム設置規程についてを議題といたします。事務局、朗読説明をお願いします。

藤原事務局長 31ページをお願いいたします。報告第7号、美方町・村岡町・香住町合併協議会電算システム統合プロジェクトチーム設置規程について。美方町・村岡町・香住町合併協議会電算システム統合プロジェクトチーム設置規程について報告する。平成15年12月24日報告。美方町・村岡町・香住町合併協議会会長、岩槻健。美方町、村岡町、香住町合併協議会電算システム統合プロジェクトチーム設置規程について。美方町・村岡町・香住町合併協議会電算システム統合プロジェクトチーム設置規程を別紙のとおり制定したので報告する。32ページをお願いいたします。第1条でございますけれども、合併に伴う電算システムの統合について、調査、研究検討及び調整を行なうためにプロジェクトチームを設置することを謳っております。第2条の組織でございますけれども、事務局及び3町の電算担当で組織することにいたしております。第3条の任務でございますけれども、幹事会の指示を受けまして、電算システム統合について調整を行なうということにいたしております。なお、期間につきましては、合併協議会設置の日から廃止の日までということにいたしております。以上で、説明を終わらせていただきます。

吉田議長 以上で説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

吉田議長 質疑がないようですので、報告第7号、美方町・村岡町・香住町合併協議会電算システム統合プロジェクトチーム設置規程については、承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしと認めます。従いまして、報告第7号、美方町・村岡町・香住町合併協議会電算システム統合プロジェクトチーム設置規程については、承認されました。

続きまして、報告第8号、美方町・村岡町・香住町合併協議会公印に関する規程についてを議題といたします。事務局より朗読説明をお願いいたします。

藤原事務局長 33ページをお願いいたします。報告第8号、美方町・村岡町・香住町合併協議会公印に関する規程について。美方町・村岡町・香住町合併協議会公印に関する規程について報告する。平成15年12月24日報告。美方町・村岡町・香住町合併協議会会長、岩槻健。美方町・村岡町・香住町合併協議会公印に関する規程について。美方町・

村岡町・香住町合併協議会公印に関する規程を別紙のとおり制定したので報告する。34ページをお願いいたします。第2条で公印の種類及び保管者を定めておりますけれども、公印は会長印と会長職務代理者印の2つでございまして、いずれも事務局長が管理をするということにさせていただいております。以上で、説明を終わります。

吉田議長 説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

吉田議長 質疑ないようですので、報告第8号、美方町・村岡町・香住町合併協議会公印に関する規程については承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議の声がございませんので、報告第8号、美方町・村岡町・香住町合併協議会公印に関する規程については、承認されました。

続きまして、報告第9号、美方町・村岡町・香住町合併協議会財務規程についてを議題といたします。事務局より、朗読説明いたします。

藤原事務局長 37ページをお願いいたします。報告第9号、美方町・村岡町・香住町合併協議会財務規程について。美方町・村岡町・香住町合併協議会財務規程について報告する。平成15年12月24日報告。美方町・村岡町・香住町合併協議会会長、岩槻健。美方町・村岡町・香住町合併協議会財務規程について。美方町・村岡町・香住町合併協議会財務規程を別紙のとおり制定したので報告する。38ページ、39ページをご覧くださいと思います。まず第1条で主旨でございまして、規約第16条の規程に基づきまして財務に関して必要な事項を定めるものでございます。第2条の予算でございまして、3町からの負担金等を歳入といたしまして、協議会の事務の管理、事務事業の執行に関する経費を歳出とするものでございます。第3条の予算の調製等でございますけれども、会長が調製することにいたしております。それから、第3項の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるということにいたしておりますが、附則の第2項で協議会の最初の会計年度につきましては、第3条第1項中、「年度開始前に」とあるのは「協議会設置後最初に開催する」と読み替えるものとするということにいたしております。それから、第4条の予算の補正でございまして、補正の必要を認めるときには、3町の長に申し出るものとするということにいたしております。それから、補正につきましては、速やかに協議会の会議を経なければならないということにいたしております。第7条で出納員を定めておりますけれども、第1項で協議会事務職員のうち局長、次長、総務担当に出納員を命じるということにいたしております。第8条の決算の調製等でございますけれども、

ども、決算の調製につきましても会長が調製して監査委員の監査に付するというようにいたしております。なお、第9条で協議会の財務に関する関係につきましても、村岡町の財務規則の例によるということにさせていただいております。以上で説明を終わります。

吉田議長 説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

吉田議長 質疑がないようですので、報告第9号、美方町・村岡町・香住町合併協議会財務規程については、承認することでご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしと認めます。従いまして、報告第9号、美方町・村岡町・香住町合併協議会財務規程については、承認されました。

続きまして、報告第10号、美方町・村岡町・香住町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程についてを議題といたします。事務局長、朗読説明お願いいたします。

藤原事務局長 41ページをお願いいたします。報告第10号、美方町・村岡町・香住町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について。美方町・村岡町・香住町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について報告する。平成15年12月24日報告。美方町・村岡町・香住町合併協議会会長、岩槻健。美方町・村岡町・香住町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について。美方町・村岡町・香住町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を別紙のとおり制定したので報告する。42ページをお願いいたします。第1条の主旨でございますけれども、規約第17条第3項の規程に基づきまして、委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものでございます。第2条の報酬の額でございますけれども、会長、副会長、委員、顧問及び監査委員の報酬を月額6千円と定めております。ただし、3町の町長にはこれを支給しないということにいたしております。第3条の費用弁償でございますけれども、必要に応じて委員以外の方に会議の出席を求めることができるわけでございますけれども、この場合の費用弁償は実費とするということにいたしております。なお、委員さんにつきましても同様でございます。ただし、3町の町長にはこれを支給しないということにいたしております。なお、協議会の委員が職務等で出張した時の費用弁償は村岡町の例によるものということにさせていただいております。以上で、説明を終わらせていただきます。

吉田議長 説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

吉田議長 質疑がないようですので、報告第10号、美方町・村岡町・香住町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程については、承認することにご異議ございませ

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしと認めます。従いまして、報告第10号、美方町・村岡町・香住町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程については、承認いたしました。

続きまして、報告第11号、美方町・村岡町・香住町合併協議会予算についてを議題といたします。事務局長より、朗読説明お願いいたします。

藤原事務局長 43ページをお願いいたします。報告第11号、平成15年度美方町・村岡町・香住町合併協議会予算について。平成15年度美方町・村岡町・香住町合併協議会予算について報告する。平成15年12月24日報告。美方町・村岡町・香住町合併協議会会長、岩槻健。平成15年度美方町・村岡町・香住町合併協議会予算について。平成15年度美方町・村岡町・香住町合併協議会予算を別紙のとおり調製したので報告する。45ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ840万2千円と定めるということにいたしております。次に、47ページをご覧ください。1総括、2歳入のところをご覧くださいと思います。1款、分担金及び負担金のところですが、1町あたり280万円の負担で総額840万円の負担をいただくことにいたしております。あと、預金利子とか雑入につきましては、1千円で予算計上させていただいております。48ページをご覧くださいと思います。3の歳出でございますけれども、第1款の協議会費でございますが、まず報酬といたしまして協議会委員並びに監査委員さんの報酬を上げさせていただいております。次が旅費で費用弁償等総額45万5千円を計上させていただいております。11需用費につきましては消耗品等、事務的な関係の経費で123万3千円、あと、12役務費でございますけれども事務局のインターネット接続等の手数料、それから先の公務災害補償関係で規程を説明させていただきましたが掛金の1万円を計上させていただいております。13節の委託料でございますけれども、会議録の作成委託料と、それから新町になります際の例規集の整備の委託料、それからホームページ開設の委託料、総計240万9千円を計上させていただいております。14の使用料及び賃借料でございますけれども、これも事務局に関しまして事務所の使用料、それから原則的には町の施設を借用して会議を行なうようにしておりますが、もし使用できない場合は使用料のいる所も使うことがあるだろうということで会場の使用料を若干上げさせていただいております。あと、自動車の借上げ、それから電話、FAXの借上げ、それから複写機の借上げ等の料金でございます。それから備品購入費でございますけれども、これは事

務局の必要備品で机ですとか、保管庫ですとかそういったものを購入する経費でございます。19節の負担金補助及び交付金でございますけれども、一番大きいのは臨時職員賃金等の負担金でございます。これは村岡町で採用していただきますので、村岡町から賃金を出していただいて、それに対する負担を協議会で負うという内容のものでございます。以上で予算の説明を終わります。

吉田議長 説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

吉田議長 質疑がないようですので、報告第11号、美方町・村岡町・香住町合併協議会予算については、承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしと認めます。従って、報告第11号、美方町・村岡町・香住町合併協議会予算については、承認されました。

暫時、休憩いたします。今、2時前ですので、2時10分まで休憩したいとこのように思っております。

〔休 憩〕

吉田議長 休憩を閉じまして、会議を再開させていただきたいと思います。続きまして、協議第1号ということで49ページのものからお願いしたいと思います。協議第1号、3町合併協議会会議運営規程についてを議題といたします。事務局より朗読説明お願いいたします。

藤原事務局長 49ページをお願いいたします。協議第1号、3町合併協議会会議運営規程について。3町合併協議会会議運営規程について提出する。平成15年12月24日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。3町合併協議会会議運営規程について。3町合併協議会会議運営規程を別紙のとおり制定する。50ページをお願いいたします。第1条で主旨を定めておりますが、規約の第10条第4項の規定に基づきまして会議の議事及び運営に関する必要な事項を定めるものでございます。第2条で会議は原則公開とするということも定めておりますが、ただし、会議を非公開とする場合は出席委員の4分の3以上の賛同がある時ということにしております。それから、ただ今、ちょっと補足をさせていただきました議長等の責務でございますが、第3条に議長は規約第10条第6項に規程する副議長と連携しながら迅速かつ効率的に会議を運営することに努めなければならない。委員は会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならないということで、第3条

第1項に議長の責務を入れております。それから、会議の開閉につきましては、いずれも議長が宣言することにいたしております。会議の進行でございますが、第5条で会議の議事は全会一致を持って進めることを原則としております。ただ、2項では意見が分かれ表決が必要と議長が認めた場合には、議長は、会議に諮った上で、出席委員の過半数の同意によりまして表決を行い、4分の3以上の賛同をもって議事を進めることにいたしております。第6条で傍聴を定めておりますけれども、会議は傍聴することができるということにいたしておりますけれども、会議を公開しない場合は、この限りではないということにしております。2項では、会議に提出された文書は傍聴者の求めに応じて配布するということで、すべて配布することにいたしております。それから、第8条でございますけれども、会議録の公開でございますが、これにつきましても、原則、公開とするということにいたしております。第9条で先程議長等からも、若干お話がありましたけれども、規律を定めております。何人も、会議中みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。2項で会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布する時は、議長の許可を得なければならないという定めをいたしております。なお、第11条で会議の運営に関し必要な事項は別に定めるということで、53ページに申し合わせ事項を定めております。なお、附則でこの規程は、平成15年12月24日から施行するということにいたしております。以上でございます。

吉田議長 説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

吉田議長 質疑がないようですので、協議第1号については確認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしと認めます。従いまして、協議第1号は確認されました。

続いて、協議第2号、3町合併協議会の申し合わせ事項についてを議題といたします。事務局長、朗読説明をお願いいたします。

藤原事務局長 52ページをお願いいたします。協議第2号、3町合併協議会の申し合わせ事項について。3町合併協議会の申し合わせ事項について提出する。平成15年12月24日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。3町合併協議会申し合わせ事項について。3町合併協議会の申し合わせ事項を別紙のとおり定める。53ページをお願いいたします。3町合併協議会の申し合わせ事項につきましては、会議運営規程の第11条の規程に基づき、以下のように申し合わせをするものといたしております。まず、会議の開催日でござい

ますが、当面、この15年度中3月いっぱい会議日程を定めておりますけれども、本日は第1回ということで、村岡町で開催いたしておりますが、第2回目以降からは、美方町、村岡町、香住町の順で開催をすることにいたしております。なお、開催場所につきましては、3町の持ち回りということにさせていただいております。2番目に事前提案の原則ということで、協議を行なう会議の前の会議、並びに会議資料の事前配布により事前提案するものとしております。会議の発言及び表決についてでございますが、会長、副会長、議長及び副議長は会議において発言することができる。また、表決が行なわれる場合、表決権を有するものとするということの申し合わせをいたしております。4番目に町の長、ようするに町長の代理についてということでございますけれども、助役を代理者と認め、発言及び表決できるものとするということにいたしております。5番目に協議会資料は傍聴者に配布するものとするということにいたしております。以上で、説明を終わります。

吉田議長 以上で説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

中村（治）委員 議長。

吉田議長 はい、中村委員。

中村（治）委員 美方町の中村でございます。どこでお願いをしていいのかわからん部分があるんですけども、本協議会の運営方策につきまして、提起と申しますかお願いをしてみたいと思うわけでございます。5町合併当時からずっと思い続けていたことなんですけれども、現行の協議会のスタイルというものにつきましては幹事会等でいわゆる協議集約をした、いわゆるルールに乗せられた報告の承認と協議の確認、これで終わり、後は次回の日程調整で閉会ということであるわけなんですけれども、いわゆる幹事会等の追認協議会の感がしてならなかったわけでございます。こういうやり方でありますと、法定協委員の考え方と申しますか、意見がほとんど反映されないと協議会としてのいわゆる主体性が少し希薄じゃないかという思いがしてるわけでございます。ここでひとつの提起と申しますかお願いでございますけれども、少し会議時間が長くなるというデメリットはあるわけでございますけれども、協議会におけるその他の項で、もしも、本協議会委員の中でいわゆる何か新たな提案事項があった場合、その時間を提供していただいてその提案事項について幹事会等で当然協議をしていただくと、その中で当然採択されるものと、不採択になるものがあるわけでございますけれども、採択されたものにつきましては、次回以降の協議会のいわゆる議題として乗せていただくと、不採択のものについてはその理由を付して報告を

していただくと、まあこのような協議会の運営ができないものかどうかお伺いをしたいと思います。

吉田議長 暫時、休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 休憩を閉じ会議を再開いたします。会長、岩槻会長お願いします。

岩槻会長 今、中村委員の方から、一つの会議の進め方として、これまでご提案を申し上げる議案については、幹事会等で練り上げてそれをご提案申し上げてきておったんですが、過去の反省の上に立って、やはりこの最高の決定していただく機関というのはこの全体の協議会でございますから、そういうところで出た意見は、時には幹事会等で掘り下げてやる場合もありますけれども、そして、そのものを次回の協議会等に出して、そして論議をやると、これはやっぱりなんていいましょう、この規約にありますように情報は公開でございますし、各町から出た委員さんの尊いご意見でございますから、会議の民主的な運営という立場に立ってですね、当然のご意見だというふうに思いますので、そういう運営に努めていきたいと、こう思うわけでございます。

吉田議長 そのほか質疑ございませんか。

吉田議長 質疑がないようですので、協議第2号につきましては確認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議がございませんので協議第2号については、確認されました。

続きまして、協議第3号、3町合併協議会傍聴規程についてを議題といたします。事務局より、朗読説明お願いいたします。

藤原事務局長 54ページをお願いいたします。協議第3号、3町合併協議会傍聴規程について。3町合併協議会傍聴規程について提出する。平成15年12月24日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。3町合併協議会傍聴規程について。3町合併協議会傍聴規程を別紙のとおり制定する。55ページをお願いいたします。第1条で主旨を定めておりますけれども、会議運営規程第6条、第2項としておりますが第3項にご訂正をお願いしたいと思います。第3項の規程に基づき、3町合併協議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものでございます。第3条で傍聴人の定員を定めておりますけれども、これは会場の規模に応じて調整することにさせていただいております。第4条の傍聴の手続きでございますけれども、2項で会議開催予定時刻の15分前から傍聴人受付簿の順に交付することにいたし

ております。なお、会場の定員数を超える場合には、クジにより傍聴証を交付して傍聴人を定めるといふことにいたしております。第6条では会場に入ることができないものといふことで、第1号から第9号まで上げております。これらに抵触する関係につきましては、会場に入ることができないという定めをしております。なお、児童及び乳幼児についても傍聴席には入ることができないと、ただし、議長の許可を得た場合はこの限りではないといふことを2項で定めております。第7条では傍聴人の守るべき事項といふことでございます。これにつきましても、再三、お話が出ておりますけれども、8項目にわたって守っていただく内容のものを定めておりますので、ご協力いただきたいと思います。第8条では、写真、映画等の撮影及び録音等の禁止でございます。基本的には、撮影、録音等はしてはならないといふことを定めてはおりますけれども、ただし、議長の許可を得た場合はといふことで、報道関係者、町関係の広報担当等を想定してこの限りではないといふ定めをいたしております。それから、第10条では、傍聴人の退場といふことで、先程もございましたが、会議を公開しない場合には、速やかに退場していただくこととなります。第11条で違反に対する措置でございますけれども、議長は、傍聴人が、この規程に違反する時、これを制止し、その指示に従わない時は、これを退場させることができるという定めをいたしております。なお、附則でこの規程は、15年12月24日から施行するといふことにいたしております。以上で、説明を終わります。

吉田議長 説明が終わりました。質疑はございませんか。

吉田議長 質疑がないようですので、協議第3号につきましては、確認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議の声がありませんので協議第3号については、確認されました。

なお、皆様にお伝えしたいと思いますが、このように、今、冒頭にも申し上げましたように、傍聴人規程等々きちんと決めてからだといふふうな思いがありましたけれども、先回の反省に立ちましたところ、やはり傍聴人には申し訳ないんですが、やはりヤジ等の問題等々やはり、各委員等からもあれはひどいんじゃないかといふふうなご意見もあったり、また本当に議事の妨げにもなるといふふうな声も聞いておりますので、今回このように傍聴規程が決まったということですので、私自身としては、1回は注意させてもらいたいとは思いますが、やはり聞かない場合にはそれなりの対処をしたいとこのように思っておりますので、皆様どうかご協力、また、ご了承願いたいとこのように思っております。

続きまして、協議第4号、3町合併協議会会議録等閲覧規程についてを議題といたします。事務局長より、朗読をお願いいたします。

藤原事務局長 59ページをお願いいたします。協議第4号、3町合併協議会会議録等閲覧規程について。3町合併協議会会議録等閲覧規程について提出する。平成15年12月24日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。3町合併協議会会議録等閲覧規程について。3町合併協議会会議録等閲覧規程を別紙のとおり制定する。60ページをお願いいたします。第1条で主旨を定めておりますが、会議運営規程第8条の規定に基づきまして協議会の会議録及び会議に提出された文書の閲覧に関して必要な事項を定めるものでございます。第3条に閲覧に供する会議録等とありますけれども、閲覧に供する会議録等は文書の写しとする。ただし、会議に提出された文書については、この限りでないということにいたしております。閲覧の場所及び時間でございます、第4条でございますけれども、協議会事務局及び3町の指定する場所、その閲覧の時間でございますけれども、事務局、3町の執務時間内という定めをいたしております。第5条で会議録等の複写等を定めておりますが、複写機を使用した場合の使用料は複写1回につき20円と定めております。61ページの附則でございますけれども、この規程は平成15年12月24日から施行するということにいたしております。以上で、説明を終わります。

吉田議長 説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑がございませんか。

吉田議長 質疑がないようですので、協議第4号については確認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議の声がございませんので、協議第4号は、確認されました。

続きまして、協議第5号、3町合併協議会小委員会設置規程についてを議題といたします。事務局長より、朗読説明をお願いいたします。

藤原事務局長 63ページをお願いいたします。協議第5号、3町合併協議会小委員会設置規程について。3町合併協議会小委員会設置規程について提出する。平成15年12月24日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。3町合併協議会小委員会設置規程について。3町合併協議会小委員会設置規程を別紙のとおり制定する。64ページをお願いいたします。第1条の主旨でございますけれども、規約第11条の規定に基づきまして小委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。第2条の組織でございますけれども、会長が指名する委員をもって組織するということにいたしております。第3条の

委員長等でございますけれども、委員長、副委員長につきましては、委員の互選によるものということにいたしております。65ページの附則でございますが、この規程は、平成15年12月24日から施行するということにいたしております。以上で、説明を終わります。

吉田議長 説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

吉田議長 質疑がないようですので、協議第5号については、確認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしと認めます。従って、協議第5号につきましては確認されました。

続きまして、協議第6号、3町合併協議会合併協定項目についてを議題といたします。事務局長より、朗読説明お願いいたします。

藤原事務局長 66ページをお願いいたします。協議第6号、3町合併協議会合併協定項目について。3町合併協議会合併協定項目について提出する。平成15年12月24日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。3町合併協議会合併協定項目について。3町合併協議会合併協定項目を別紙のとおり定める。67ページに合併協定項目を上げておりますけれども、基本項目として、地方自治法等による5つの基本項目を上げております。それから、合併特例法に基づきます規定項目を7項目、この中には(2)で地域審議会の取り扱いについても、協議をしたいというふうに考えております。なお、欄外をご覧いただきたいと思いますが、合併協定項目以外で重要な事項、(郡名等)ということにいたしておりますけれども、これらについても、協議の上、確認書を作成するということにいたしております。特に、この3町につきましては、郡名の協議と言いますか、実際には合併の協議項目ではございませんが、兵庫県が最終的に議決していただくのに、地元意見を県に対して申し上げるというようなことがあるようでございますので、そういう機会があるようでございますので、協議会でそれらのことを、確認するというにいたしております。以上でございます。

68ページに参考資料ということで、合併協議会のスケジュール案を付けさしていただいております。まず、下の方に町及び事務局の欄がございますが、5月の欄の下の方に、矢印の下に事務事業一元化調整作業完了とあります。これにつきましては、先程、分科会の設置規程のところでも申し上げましたが、1149項目について、この表では5月に見えますけれども、4月末ぐらいまでには、1149項目についての調整方針を出していただ

くように考えておりました、過日、3町でその説明会を終えたところでございます。なお、上段に法定協議会の欄がございますけれども、この大きな四角の中に基本項目に関する協議、合併特例法、規程項目に関する協議等書いてございますが、これらについては、16年の9月いっぱいぐらいまでにかけて調整をしていただきたいというふうに考えております。なお、10月下旬頃になろうかと思いますが、合併の調印、更には各町議会の議決をいただく手はずで進めたいというふうに考えております。なお、これからの協議に出てきますけれども、新町のスタートを17年の3月という目標でこのスケジュールを調整させていただいております。なお、新町のまちづくり計画の協議を進めていただくわけでございますけれども、16年の5月ないし、6月頃には、まちづくり計画の中間報告をまとめまして、住民説明会に望みたいという考え方をさせていただいております。以上でございます。

吉田議長 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

柴崎委員 議長。

吉田議長 香住町、柴崎委員。

柴崎委員 香住町の柴崎でございます。郡名の問題とですね合併項目の基本項目のところでございますが、新町の名称、それからこの度はですね、郡名もその大きな議論の対象の一つだろうと思いますし、協議の上、確認書を作成するという事になって、こういう案を出していただいとるんですが、やはり町名と郡名は一体のものだというふうに思います。従って、例えば、そのアンケートを一つ取るにしましても同時進行的に、同時にやっぱりとらなあかんということになるというふうになるんじゃないかと思うわけでして、そういう点では、まあどうしても小委員会の中で新町の議論、名称の議論がなされるわけではあります、その場で一体的に議論した方がいいんじゃないのかなというふうに思いますので、まあ当局のお考えを伺いたいというふうに思います。以上でございます。

吉田議長 会長

岩槻会長 今、ご指摘いただいておりますが、この本日ご審議いただく項目について審議の中でも、そういうご意見がございます。従って、今日ここでそのものを一体的にどうかというようなところのお答えがですね、やはりなかなか難しい面がございますが、お互いがやはり互譲の精神で共通認識をですね持って、やっぱりやっていかなくてはならないと思っておるところでございますので、今日の会議の中でもそういうご意見があるわけでございますから、今後その辺をよく調整ということはあまりいい表現ではございませんけ

れども、更に考え方を深めてやはり協議会にも臨まなくてはならないというふうに思っておるところでございます。

柴崎委員 はい。

吉田議長 柴崎委員。

柴崎委員 そうしますと、この協議会の全体の中で議論をするということなんでしょうか。まあ、一つの考えとしてはそれもあるでしょうし、小委員会の方で、深く突っ込んでですね議論していただくという方法もあると思うんですけども、どちらも一長一短があると思いますが、私はやっぱり新町の名称という小委員会がいずれにしてもできますので、そちらの方にですね、抱え込んでいただいた方がより効率的ではないかというふうに思います。判断は当局の方でやっていただいたらいいと思いますけれども、そういうふうに思いますので、できればそういうふうをお願いしたらなと思っております。

吉田議長 会長

岩槻会長 いずれにいたしましても、協議会の場でやるのか、あるいはまた、意見調整の中です、事前にそういうことをやるのか、いろんな手法があると思いますが、今後よく検討して行きたいと思っております。それと合わせて、ちょっとバックするようでございますが、触れますけれども、この前段で検討していただいた中で、これまで5町の時にはですね、全体の3分の2をもって決するところになっておったんですが、やはり3町になった中でですね、同じ考え方ではいけないということで4分の3の意見が一致しない場合は、3分の2でなくて4分の3の意見をもって決めるというような規約の中です、そういうことも変えて色々検討してご提案申し上げておりますので、今後、今ご指摘受けたような点もですね、更にですね、検討といいましょうか、やりたいというふうに思います。

柴崎委員 ついでに、ちょっと。

吉田議長 柴崎委員。

柴崎委員 それと合併特例法の規程項目の2の方の地域審議会の取り扱いなんですが、5町合併の時もですね、この地域審議会のあり方というのが、どこでどう議論したのか、わけわからんような状況で済んでしまったんですが、やはり議会を補完するという意味では、合併においてその地域審議会のあり方というものが非常に大事になってくるだろうと思っております。これもどこでどう議論するかというのをですねご提案いただいて、十分意見が吸い上げられるような方策をお考えいただきたいというふうに思いますので意見として申し上げておきます。

吉田議長 先程、中村委員の方からもひとつのルール化がながされた中で、やはり今後、幹事会等できちとした形であげていただいて、どうなるかということで、この委員会にも是非反映をさせて、それをどういうふうにするのか、皆さんに協議していただくというふうなスタイルで、私自身もまあ言ったり、また、そのように考えていただきたいとこのように思っております。その他、質疑ございませんか。

本城委員 議長。

吉田議長 本城委員。

本城委員 美方町の本城です。1点お伺いをしたいんですが、この合併協定項目の中の合併特例法規程項目の中に入るのか、あるいはその他の協議項目に入るのか、ちょっと判断に苦しんでおるんですが、といいますのが、病院の問題であります。この3町合併の場合、変則的になるもんですから、公立病院が2つ存在するという形になるわけですが、それらの協議、あるいは方法というふうなものをどの場で、どういう時期に協議あるいは方策を考えられるのか、そしてこの協定項目の中のどれにそれが当てはまるというふうに理解をすればいいのか、お教えをいただきたいと思うんです。

吉田議長 会長。

岩槻会長 後段のどの項目のところに入るのかというのは、局長なりで答弁いたしますが、最初の部分でございました、3町合併の中で美方町さんと私の町は、現在は、養父郡4町の組合立の中で村岡病院を経営しておると。これが、3町合併になった場合、どういう形になるのかということでございますが、実はこれも、過般の八鹿病院の議会の中で、まあどうでしょうかこちらの私達2町の中の議員さんが管理者に対しての、ご質問もされたわけでございます。結論的にみますと、早急にですね、6町、これは構成町になりますが八鹿病院の、助役会、そういうものを持って詰めていくということになっておる訳でございます。私もその時に発言申し上げておりますけれど、いずれにいたしましても向こうは、本年ですね養父市としてスタートすると、私の方はこれから3町で新しい町づくりに取り組んでいくという中でですね、これはそれぞれ向こうの市長さん、私の方の今は2町の中で詰めていく問題であるということでございまして、私自身は、そう大きなこの意見が食い違ってどうこうなるというふうには思っておりません。一例を申し上げますと、負担金等になりますとですね、これ但馬自治会等におきましてですね、今、自治会の負担金1市18町でやっておる。ところがこの4月になれば、1市18町の構成町を養父市あたりは市になっちゃいます。そこで、負担金等をどうするのかということが、やっぱり、

但馬自治会の中でありまして、一斉に揃えて合併ができるものではないので、但馬の中で、全体が出揃うまでは、出揃うといいでしょうか、その合併がきちっとできるまでは、旧来のとおり、例えば養父市であればですね4町、それぞれの町の負担金を、という形で、市が納めていくと、但馬が全部合併が出揃った段階で但馬自治会の負担金がどうあるべきかは、更に検討しようというようなところも方向付けもしておるわけでございますので、一例が、そういった点で今後養父町4町は養父市になりますし、私の方はやはり2町でこの新しい町が出来るまではやっていかななくてはならないということになるわけです。そういうことを踏まえて、考えます時にですね、いずれにいたしましても、6町の助役会等での扱いが決まりさえすれば、また、逆にいえば、香住町さんと、加えたところの考え方をどうするのかという方向付けをやらなくてはならないなあと思っておりますので、なんていいでしょうか、きちっとした答弁ができかねるんですが、そう私の方も合併協議の中で、新市計画、あるいは病院問題はどうかということが出てくれば、養父市といいましょうか、そういうところの協議の中できちっと方向付けができるものだというふうに思っておるわけでございます。

吉田議長 ちょっと待ってください。事務局の方から。

藤原事務局長 病院関係の事務事業調整のつきましては、先程、分科会規程のところでもございましたが、26ページに35の分科会を示させていただいておりますけれども、その中の福祉部会、病院分科会がございまして、そちらの方で一定の調整をさせていただくことになるかというふうに考えております。

吉田議長 美方町、中村委員。

中村(治)委員 3町合併を推進していく上で、公立病院問題の取り扱いについては、これは非常に重要な問題だと思うわけでございます。それから、先程、本城委員の協定項目のどこに入るんだという問題については、たぶん事務局は、一部事務組合の取り扱いの中にという答弁をされるなあというふうに思っておりましたんですけれども、されませんでしたけれども多分ここだと思います。しかしながら、公立病院の取り扱いについては、まあ、美方町のように診療所のみというところもあるわけでございますので、診療所等との直営診療所等ということもありますし、この合併協定項目の中で一部事務組合等の取り扱いの中に包含するんでなくて、別だして、やはり公立病院等の取り扱いについてという項目を設定していただく方が議論がしやすいのではないかと思うわけですが、その点お伺いしたいと思います。

吉田議長 会長。

岩槻会長 ご意見の程もよくわかります。この一部事務組合の中で検討するのではなく、私のところも、国保の直診を3つ持っておるわけでございますし、歯科診療所2つ持っておるわけでございます。従って、何と言いましょか、どういう組み分けといいましょか、やってやるのかこれはですね、一度よくまあ検討をやりたいと思いますが、この文書でいけば、一部事務組合ということになれば、村岡病院とこういうことになるわけでございますし、いずれにしても、病院形態が3町の中で2つ、それぞれの町も診療所をお持ちだということでございますから、その辺の調整をどうやるのか、なかなか一概にお答することが出来得ない部分がございますけれども、先程、事務局長がいますようにですね、病院問題、あるいは診療所問題を含めてどういう医療体制をやるのが一番いいのか、これもまた、住民サイドから見れば不安の一つかも知れません。その不安を、やっぱり持たないような形で最善の道を探るといいましょか、検討をやるということでございますから、ご意見を受け止めてですね、よく検討をしたいと思うわけでございます。

吉田議長 香住町、柴崎委員。

柴崎委員 3町の合併が出発したわけでありますが、この3町合併の課題の中で私は病院の問題というのが最大の課題じゃないかなあというふうに認識しております。そこで、この3町だけでですね、この医療問題を解きほぐす、解決するというのは非常に難しい課題だろうというふうに思います。私は合併のひとつの大きな動機の中にですね、3町ではできない課題を合併を機にして課題を解決するという、そういう意味では私は、今回も顧問の先生方、お二人、顧問になっていただいて県民局も含めてですね、県政全体の中でどうするかという課題については、いろんな適切な意見をいただこうと思うわけでございます。そういう意味では、一つのプロジェクトチームをつくって、しかも県も入っていただき、そして医療圏全体の中で、この地域の医療をどうするのかということを真剣に検討していただくというふうに、是非お願いをしたいというふうに思います。そこで、お二方、先生、お見えになってらっしゃいますので、何かいいアドバイスが頂戴できれば、ありがたいというふうに思いますので、もし、ご意見がいただけるならば一つお願いをしたいというふうに思います。

吉田議長 暫時休憩いたします。

〔 休 憩 〕

吉田議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。今、柴崎委員の方から顧問についてど

ういう意見かということがありましたけれども、やはりここは、会長の方から、きちっとした今後どういうふうに行くのか方針を示してもらった中で、また顧問の先生方にも色々アドバイスをもらったり、また県の方との協議等のことも出てこようと思いますので、今回は控えたいと、このように思います。では、会長の方から。

岩槻会長 時によればですね、専門的な知識も借りなくてはならない部分もあると思います。いずれにいたしましてもですね、病院経営ということになりますと、医師の確保、これがですね大変だというふうに思います。それから、経営上の問題もあると思います。それから、3つ目はですね、やはり3町の中で2つの病院があるということになると、役割、機能分担といいましょうか、どの病院にも全科あれば一番これほど結構なことはございませんが、やはり経営ということになりますと、難しさもあるでありましょうし、そういうところが、今度は、やはり専門的なご意見をまた指導いただかなくてはならないこともあるというふうに思っておるわけでございますので、どうでしょうか、専門委員会になりましょうか、分科会になりましょうか、いろいろなところでですね、情報も収集したりですね、ご意見も聴いたりということで私自身もですね、組合立の病院がある、又は、町の経営する大きな病院もあるということでこの病院、あるいは診療体系これは大きな課題だなあという認識でおりますので、ご意見を聞かせていただきました、よく調査する点はしてですね先程申し上げますように、住民が不安を持たないような、医療体系というのはやっぱり合併の時にですね、十分メスを加えて練り上げなくてはならないと思っておりますので、今日のところはそういったところでご理解願いたいと思います。

本城委員 議長。

吉田議長 本城委員。

本城議員 先程、この病院問題について質疑をいたしました。その時に、会長ご自身がこの病院問題についてはそう心配はしていないという答弁をいただいたんですけども、先程から、こうそれぞれの委員さんから発言されておりますように、会長が思っておられるほど簡単なことではないというふうに私は認識しているんですけども、会長は今でもそう難しいもんじゃないという考え方でおられるのかどうか、もしそういう考えでおられるとするならば大変なことになりはせんのかなあという思いがするんですけども、改めて会長にお尋ねしたいと思います。

吉田議長 会長。

岩槻会長 私はやはり、村岡病院、私の町に美方町さんと持っておるわけでございます。

これはですね、やはり話の中でですね、一つのあれは出てくると思って、あの、難しい問題というは、どういうことなのかですね、私自身も、もう一ついい経営をおやりになっておる病院もあるわけでございますし、また時によれば、困難を克服して、経営になっているものもあるかも知れません。その辺の、調整というのをお察しになって言っておられるのか、推測いたしますが、私はやはりこう、それぞれの町で、それぞれの立場で経営されておるわけですから、今後調整する中でまとめというのは出来てくると、それができないようでは合併ということには、なかなか難しさがあるわけでございますので、何て言いましょう、今後私の組合立、あるいは香住町さんにある病院、あるいは診療所の問題、では診療所の経営が忙しくなればどういう形をとるのか、サテライト方式でですね病院から、うちの病院からそういう診療所に医師が出て行くとか、いろいろな手法があるものではないかというふうに思っておるわけでございます。例えば、私の診療所は、今一つは村岡病院からも委託で医師が出ておるといふ診療所がありますし、病院形態がどうなるのかなかなかここでは答弁でき得ない部分がありますけれど、検討の中にですね、また、委員さんの中でも協議の中で色々ご意見が出るでありましようし、一つの方向付けというものはなされるというふうに思っておるわけで、けしてですね楽観しておるといふものではございませんけれども、一つの方針というものは出せるものだといふふうに思っておるわけでございます。

吉田議長 藤原副会長。

藤原副会長 病院問題がいろいろ議論されておりますので、委員の立場と公立香住病院の管理者の立場と併せて、意見を述べさしていただきたいと思っております。今、いろいろ意見が出てますように、合併に伴う医療体制の問題というものは、大きな課題だといふふうに思っています。住民の医療の確保をどういふふうにしていくか、それは、この3町の中にある2つの病院の現状と周辺の病院の医療体制の問題等も含めた、全体的な中から地域のわが町における新しい町における、直接的な医療の責任をどこまで持つかといふふうな問題もありますので、広い範囲からの判断が必要ではないかといふふうに思っています。あわせてもう一つの問題は、経営の問題があります。経営体制を強化していくというためにどうしたらいいか。この2つの観点からの総合的な判断をしなければならない、経営を重視すれば医療体制の問題が時にマイナスになるというような問題もありますから、これは総合的に判断をしていくこと、併せてそれは、この合併の実現をするまでに、ある程度の方角を検討していくことが必要ではないかといふふうに思っております。しかし、かなり専門的な部分

もありますし、非常に公益的な知識も必要になりますので、この合併協議会の場でもいろいろとご意見をいただくと同時に、別途3町の町長が責任をもってそういう検討の場もつくりながら、平行していくことは必要ではないかなあというふうなことも考えております。これらにつきましては、この場でのご意見も踏まえ、また3町長で協議をしていきながら、いかにして新しい町における住民医療の確保と経営体制の確立を図っていくか、そういう観点からの大筋の方向を出していくような努力をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますとともにご意見を賜りたいと思います。以上です。

吉田議長 病院につきましては、そのように避けては通れないという認識になってるようでございますので、是非そのへん今の答弁を踏まえて、やはりきちとした形で審議、また、この委員会に提案していくというスタイルでいかさしてもらいたいと思いますので、決してこの項目に無いからといって、軽視はしないで一定の方向性を出していくという答弁でございますので、そのような方向で確認をさしていただいて、他の質疑を受けたいとこのように思います。

吉田議長 石垣委員。

石垣委員 村岡の石垣でございます。新しい町づくりで観光というのが大きな柱になると思います。この分科会の所管課、所管からいきますと産業経済部会に観光分科会と町によって課が担当がそれぞれ異なっておりますけども、合併協定項目の中で観光というのがどこに、所属させるのかその辺を一度はっきりしていただく必要があるというふうに思います。以上です。

吉田議長 事務局長、藤原くん。

藤原事務局長 はい。3町の観光というものを考えた場合には、農林、水、商工といったものが観光の基本になっているだろうというふうに思います。従いまして、今、どこの取り扱いになるかということでございますけれどもそのへんを十分すみわけをした中で協議が必要になってくるだろうというふうに考えております。

〔テープ中断〕

吉田議長 質疑がないようですので、これで質疑を終了したいと思います。協議第6号については、確認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議がないようですので協議第6号については確認させていただきます。暫時休憩いたします。20分まで休憩させていただきたいとこのように思います。

〔休 憩〕

吉田議長 休憩を閉じまして、協議を再開させていただきたいと思います。先程、柴崎委員の質疑に対しまして、中村顧問の方から発言の申し出がありましたので、発言をしていただきたいとこのように思っております。

中村顧問 議長。

吉田議長 中村顧問。

中村顧問 すいません。議長さんに先程お願いを申し上げまして、だいぶ時間が過ぎておりますので、大変申し訳ないと思ったりしております。先程、柴崎委員の方から顧問に対してコメントを求められましたんですが、我々顧問の立場はどうかなあということで、いろいろ2人で話をさしていただいて、我々の立場としてこの病院の問題だけではなくして、全体の問題としてですね、先程、事務局長さんの方からお話がありましたように、1千何本にのぼる大変な項目があるわけですし、私も専門家でもありませんので、この委員会でいろいろ皆さんで協議をされて、県とのつながりをどうなんだということになりましたら、委員会の皆さんの総意もって県とのつながりをさしていただくというのが一つだろうと思っておりますし、いろいろ議論が沸騰いたしましてその調整役もその我々の一つの役目だと思っておるわけでありまして、病院問題、非常に難しい問題であります。今、村岡の町長さんなり、香住の町長さんの方からもお話あったわけでありまして、私は専門ではありませんので、病院問題はあんまり詳しくはないのですが、これも合併の最大の要因だろうと思っておるわけでありまして、コメント出来るような状態ではありませんので、そのことはひとつお許しをいただきまして、これから色々ご議論をいただいて、その中で、私どもの、意見を求められましたらその時点で、2人で、それぞれの立場で、意見を述べたいと思っておりますので、お許しをいただきたいと思っております。終わります。

吉田議長 事務局長、藤原くん。

藤原事務局長 はい。先程、観光に関して、協定項目のどこに属するかというようなご質問があったわけでございます。先程申し上げましたように、やはり観光というのは、農業、水産業、林業、商業いろんな形で、観光にかかわって来ておりますので、そのへんのすみわけをすることで当然協議は必要でございますけれども、合併協定項目の項目でいきますと、その他の協議項目の(12)のところに商工関係事務事業の取り扱いというのがございますが、ここの商工の後に、観光という字を入れまして、商工・観光関係事務事業の取り扱いということにさせていただきたいと思っております。以上でございます。

吉田議長 続きまして、協議第7号、合併方式についてを議題といたします。事務局長、朗読説明をお願いします。

藤原事務局長 はい。69ページをお願いいたします。協議第7号、合併の方式について。合併の方式について提出する。平成15年12月24日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。協定項目1の(1)、合併の方式。美方町、村岡町及び香住町を廃止し、その区域をもって新しい町を設置する新設(対等)合併とするというものでございます。70ページをお開きいただきたいと思います。左の項目の4番目の根拠でございますけれども、市町村の合併の特例に関する法律で市町村の合併の方式については、新設または編入合併と定められております。その中で選定理由でございます。新設としました選定理由でございますが、美方町、村岡町、香住町それぞれが対等な立場で合併するため、新設合併とするというものでございます。それで新設合併した場合の定義ですとか法人格ですとか合併町村の名称ですけれども、ちなみに定義の関係で言いますと、2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うものが新設合併になります。法人格でございますが、合併前の市町村の法人格は全て同時に消滅し、新しい市町村の法人格が誕生します。合併市町村の名称でございますが、新たに制定することになります。事務所の位置につきましても、新たに制定することになります。首長の身分でございますが、新首長は新しい市町村の選挙で選任されることになります。議会の身分、あるいは農業委員会委員の身分でございます。まず、議会でございますが、原則は首長と同じく、合併と同時に全ての議員がその身分を失い、新しい市町村の法定数による選挙で選任されることとなります。ただ、特例法で定められておりますのが、まず一つ目に、合併後、最初の選挙による議員任期に限り、法定数の2倍を超えない範囲で定数を増加できるというもの、二つ目に、合併市町村の議会議員の被選挙権を有することとなる者は、合併後2年以内で協議会が定める期間在任できると、在任特例でございますが、この1、2のいずれかを選択できるというものでございます。農業委員の関係につきましては、原則が、消滅する市町村の委員は全ての委員がその身分を失い、新しい市町村の法定数による選挙で選任される、合併特例法の特例でございますが、選挙による委員のうち、合併市町村の農業委員会委員の被選挙権を有することとなるものは10ないし80人の範囲で1年以内で協議会が定める期間在任できるというものでございます。ちなみに、首長以外の特別職の取り扱いでございますが、助役、収入役、教育長等は、市町村の法人格の消滅によりその身分を失うということと特に特例はございません。後、行政委員会のうち下記の3つの委員会につきまして

は、新首長の就任を待たず、正規の手続きによる委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続きが定められているということで、その対象が、選挙管理委員会、教育委員会、固定資産評価審査委員会となっております。一般職の職員の身分でございますが、新しい市町村に引き継がれるということになっております。条例規則等でございますけれども、条例、規則等は全て失効しますので、新たに制定する必要があります。しかし、合併時に即時に必要とする事務事業については合併時まで策定し、暫定施行分については合併後に速やかに制定することになっております。以上が協議第7号ということで、特に新設合併の場合の説明をさせていただいて、説明を終わります。

吉田議長 説明が終わりました。これより質疑を受けたいと思います。質疑がございませんか。

吉田議長 質疑がないようですので、協議第7号、合併方式については確認することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議の声がございませんので、協議第7号、合併方式については確認されました。

続いて、協議第8号、合併の期日についてを議題といたします。事務局長より、朗読説明をお願いします。

藤原事務局長 はい。73ページをお願いします。協議第8号、合併の期日について。合併の期日について提出する。平成15年12月24日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。協定項目1の(2)でございます。合併の期日。平成17年3月31日までに合併する。平成17年3月1日を目標期日とするというものでございます。74ページをお開きいただきたいと思います。調整方針のただし書きをご覧いただきたいと思います。ただし、合併特例法の改正の動向を考慮するものとする。現在、国の方では、平成17年の3月31日までに各町の議会の議決を得て県知事に申請済みのものが、17年の4月以降の合併でも国等の財政支援等が受けられるというような法改正が現在考えられております。そういったことを踏まえて、改正の動向を考慮するものとするをいたしております。次に、根拠でございますけれども、合併特例法の附則第2条に規定いたしております、合併の有効期限が、平成17年3月31日限りとなっておりますので、こういった日にちの設定をさせていただいております。選定の理由でございますけれども、として、合併協議及び合併準備、特に電算等の安全移行等を考えまして、合併準備に期間を要する事から、合併

特例法に規定する有効期限月を最大限生かすためということで、現在の特例法では平成17年の3月31日ということになっておりますので、その最大月である3月までという定め方にさせていただいております。としまして、その他の日に設定した場合の影響でございます。期限日である、3月31日を期日とした場合、その年度の会計は1日のみとなります。その1日のために予算、決算、その他手続き等、事務処理に膨大な労力が必要となります。また、収入、支出が集中し、伝票会計処理はもちろん電算システムの業務に相当な労を要するというので、こういった日にちの選定をさせていただいております。以上でございます。

吉田議長 以上をもちまして、説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

吉田議長 村岡、三好委員。

三好委員 今、合併の目標期日が3月1日ということになっておりますが、今の現在の合併の特例法によりますと3月31日までに合併しなさいということですが、現時点で、先程申されましたように、現在、国の方では、それまでに議決をいただければ、4月以降になってもかまわんというようなことが、今、審議されているというふうに聞いておりますが、そうなった場合に、例えば、3月1日を選ぶにしても4月1日に目標ということは、まだ国の法律で決まっていませんけれども、定めることが出来ないのかどうかということです。

吉田議長 事務局長、藤原くん。

藤原事務局長 現在の合併特例法のやはり内容と言いますか、制定されてます内容を考えますと今の時点で、17年4月1日というのは、ちょっと設定しにくいと言いますか、出来ないというふうな考え方をもっております。

吉田議長 村岡、三好委員。

三好委員 村岡、三好です。再度、お尋ねします。目標はいいんですけどね、それから、もう一つは、先程申し上げましたように現在審議されつつあるということなんですが、この16年のこういう合併の事務を進める中で、例えばそういうことになってもかまわんというふうになった場合、4月1日ということもあり得ると解釈でいいんでしょうか。

吉田議長 会長

岩槻会長 今、ご指摘のように法律がですね新しいものができ、あるいは改正がなされた場合、今一度ですね、またこういう協議会で諮ってですね、検討することもあり得るでは

ないかというようなこともちょっと思いますので、今の法律の中では、このやはり3月31日、ですから3月1日をとこう設定しておりますが、多少、延ばすことを想定して事務を進めるのではなくて、現在、今日ご承認いただくペースで進めて参りたいと思っておりますけれどもそういう事態になればまた一度よくご相談も申し上げたい、こう思います。

吉田議長 他に質疑がございませんか。

吉田議長 質疑がないようですので、協議第8号、合併の期日については確認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議の声がございませんので、協議第8号、合併の期日については確認されました。

続いて、協議第9号、事務事業調整方針の原則についてを議題といたします。事務局長、朗読説明をお願いします。

藤原事務局長 はい。75ページをお願いします。協議第9号、事務事業の調整方針について。事務事業の調整方針について提出する。平成15年12月24日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。事務事業の調整方針について。事務事業の調整方針を別紙のとおり定める。76ページをお願いいたします。ここで、事務事業の調整方針を以下のように定めておりますので、ちょっと読み上げたいと思います。3町合併協議会の合併協定項目の調整を行なうにあたり、次のとおり調整方針の原則を定め、作業の指針とします。先程も申し上げました、合併協定項目事務事業の調整は1149項目にわたりますので、それらの調整のひとつの目安として、方針の原則を定め作業の指針とするものでございます。基本的な考え方でございますが、合併を新たな町づくりのスタートと位置付け、今後の社会情勢の変化による行政需要に答え、効率的な行政サービスを提供することが出来る体制整備を図りつつ、今までの各種施策の再構築を検討し、住民福祉の向上を目指すことを基本理念といたします。また、3町のこれまでのまちづくりの歴史と特色に配慮しつつ、広範囲な行政区域に均衡ある発展が望めるよう配慮するというものでございます。調整方針として6つの方針を定めております。まず最初が、一体性確保の原則でございます。新町に移行する際、住民生活に支障のないように一体性の確保に努めるというものでございます。例えば、新町に移行する際、住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、その他福祉、保健サービス各種施設の利用、産業振興施策の推進、上下水道等生活関連基盤の安定的な稼働など、住民生活に関わる項目については、混乱をきたさないよう一体的に努め、円滑に

サービスが提供出来るよう調整するというものでございます。2番目に、住民福祉向上の原則でございます。住民サービス及び住民福祉の向上に努める。例えば、現在3町で行なっております各種住民福祉サービスについては、現行サービスの水準をできるだけ低下させないことを原則とし、一元化できるよう調整する。また、整理統合が可能な類似の事業及び同様の代替的な事業に集約できる事業については、見直しを行い、より充実した住民福祉施策の構築を目指すというものでございます。3番目に負担公平の原則でございます。負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。例えば、各種使用料、手数料や各種税金など住民が直接負担するものについては、その料金の税率について、負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう充分配慮するとともに、激変緩和に配慮しつつ、調整するというものでございます。4番目の健全な財政運営の原則でございます。新町において、健全な財政運営に努める。例えば、新町におきまして、各種施策が安定して円滑に推進できるよう財源の確保に努めるとともに、経常経費、投資的経費のバランスの取れた財政運営を心がけ、地方分権の時代に対応できる健全な財政運営に努めるというものでございます。5番目に行政改革の推進の原則でございます。行政改革の視点から事務事業の見直しに努める。例えば、現在及び今後の社会情勢を踏まえまして、スクラップアンドビルドの視点に立って、行政機構の再編を行い、より効率的で機能的な組織の改革に努め、これからの進むべき自治体のあり方を視野に入れながら調整するというものでございます。最後に、適正規模準拠の原則でございます。自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。例えば、新しい自治体の規模にふさわしい各種事務事業の規模について、既存の事業内容を見直し、適正規模となるよう、類似団体の状況も考慮しつつ、調整するというものでございます。以上で説明を終わります。

吉田議長 説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

吉田議長 質疑なしと認めます。協議第9号、事務事業調整方針の原則についてを確認することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議の声がございませんので、協議第9号、事務事業調整方針の原則については、確認されました。

続きまして、協議第10号、電算システム関係事務事業の取り扱いについてを議題といたします。事務局長より朗読説明をお願いいたします。

藤原事務局長 はい。77ページをご覧ください。協議第10号、電算システム関係事務

事業の取り扱いについて。電算システム関係事務事業の取り扱いについて提出する。平成15年12月24日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。協定項目3の(12)の でございます。電算システム関係事務事業の取り扱い。電算システム関係事務事業については、合併に伴い統合する必要があるシステムを統合し、新町単独で導入する。また、住民サービスの低下を招かないような関係町間のネットワークを構築するよう調整する。ただし、統合の必要がないシステムについては、新町において調整するというものでございます。78ページをご覧くださいと思います。具体的な、調整方針でございますが、4行目をご覧くださいと思います。現在3町では、北但広域行政協議会で共同処理を行っておりますけれども、その中の住民記録、印鑑登録、税などのシステムは、新たにパソコン版による合併対応システムを構築しまして、新町単独で導入するという考え方でございます。その他のシステムにつきましては、3町で安定稼働しているシステムの中から代表システムを選択して統合、改造または代表システムの最新パッケージと入れ替えると、それから、新規にパッケージシステムを導入するなどの方法により調整するというものでございます。それから、下から2行目でございますが、また合併時には、関係町の庁舎間、3町の庁舎間を高速回線で接続し、いずれの庁舎においても住民票、印鑑登録証明書、戸籍証明書の発行を始めとする住民サービスが迅速に提供できるようにするという調整の内容でございます。その理由でございますけれども、 で現在、豊岡を始め1市5町で新しい市を目指して、その取り組みはなされておりますけれども、そちらの方との共同処理、併せまして、北但西部5町、温泉、浜坂を加えた場合の共同処理の問題点等、これらを比較検討しまして、最終的には、この3町におきましては新町で単独導入を選択をいたしております。なぜこの 、 との共同処理が出来ないかというようなことにつきましては、すでにふたつの合併協議会ともこの電算の関係を始め、協議が進んでいるということもあります。あるいは、今いっしょにやろうと思えば、新町単独で導入する場合以上の負担が必要になるということも考えられます。そしてまた、現在合併協議が進められておりますけれども、6ヶ月以上、遅らせてもらう必要等があるというようなことで、最終的には先程申し上げました、単独導入を選択しております。なぜパソコン版による構築の理由があるかと、これは、汎用機といいまして、大きな機械をいれてやる場合と、それぞれ職員がパソコンを手元に持ってやる場合との方式があるわけですが、これにつきましても、今の3町の人口の規模によります事務処理量ですとか、あるいは汎用機でした場合の、それら大きな機械の設置場所が不要になるというようなこと、あるいは経費的にも汎用機よりも安価ですむと

というようなことから、パソコン版による構築を現在考えているということでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

吉田議長 説明が終わりました。質疑を受けたいとこのように思います。質疑はございませんか。

吉田議長 村岡、石垣委員。

石垣委員 石垣です。この電算を一番われわれ心配しておったんですけども、いま新しくパソコン型のシステム導入というお話を聞かしていただきました。これで行政水準が落ちないのか、それからスムーズに行政が進めれるのか、ちょっと私ら門外漢ですので、よくわかりませんが、大丈夫だということで上程されておるんだらうと思いますけども、その程度の意見で終わります。

吉田議長 事務的なことですので、事務局長の方に答えていただきます。事務局長、藤原くん。

藤原事務局長 技術的には問題はないと考えております。ただ、期間が限られておりますので、今日、この方針を確認いただければ、また3町に年明け早々ご無理をお願いして、事業取り組みの一定の事務手続きに入れるというふうに考えておりました、それをクリアさしていただければ、合併には充分間に合うというふうに考えております。

吉田議長 香住町、柴崎委員。

これの経費の方は約16億、かかると伺っておりますが、光ケーブルの経費も含めて16億ぐらいなんでしょうか。ちょっと、説明をお願いいたします。

吉田議長 資料にはないんですが、局長の方から説明できますか。暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。専門的な分野でございますので。

藤原事務局長 担当の清水係長の方で説明させます。

清水係長 失礼いたします。事務局の電算・情報係を担当しています清水といたします。只今の柴崎委員の質問に対しまして、お答えをさせていただきたいと思っております。16億という費用につきましてですけれどもこれにつきましては、電算の統合とネットワークを含めた費用であります。現段階でほんとに概算的な見積もりでありまして、ネットワークにつきましては、この3町のうち、約50施設を合併までにはありません、合併してから考えておる事なんですけれども、50施設を想定した場合の費用になっておりまして、今そこらへんの施設の数やなんかの見直しも行なっておりますので、全てが光ファイバーで

なくても良いかと思いますので、そういった見直しを行ないましたら、ネットワークの方については、相当費用は下がってくるだろうと思っております。電算の関係につきましては、現在約7億ぐらいかかるだろうというふうに今見ているところです。以上です。

吉田議長 何かあるんですか。事務局。暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。他に、質疑ございませんか。香住町、柴崎委員。

柴崎委員 そうしますと、総額16億から7億を引きますと、9億ぐらいがネットワーク関係の予算になるというふうな理解でいいと思うのですが、当面とりあえず合併というものをクリアしないといかんと思えますから、最小必要限度の投資だと思えますけれども、将来的にですねネットワーク問題、特に光ケーブルの問題というのは、時の流れで、これどうでもこう継続的にこうもっと布設をしていかないと、サービスがですね他の町に比べて低下するだろうというふうに思うのですが、そのあたりのこと、今後検討していかれるとは思いますが、充分、こう非常にものすごいスピードで進んでますんで、うまく対応を出来るように、一つお願いをしておきたいと、そう思います。そのあたりの担当のお考えをちょっと、お伺いしたいのですが。

吉田議長 事務局、答弁。

清水係長 現在事務局の方といたしましては、合併に向けてはとりあえず、庁舎間を光ファイバーでつなぎたいと、これまでどおりの電算システムによるサービスが提供できるようにしたというふうに思っております。その後、その他、町内各所に光網をはりめぐらしていくということにつきましては、これからいろいろと、その方法、自前で光ケーブルを持つだとか、通信事業者の線を借りるだとかいろいろ方法はあるんですけども、それらをいろいろ検討いたしまして、合併後に早期にそこらへんに取り組みたいというふうな思いを今もっておるところでございます。

吉田議長 他、質疑ございませんか。質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。協議第10号、電算システム関係事務事業の取り扱いについては、確認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしと認めます。従いまして、協議第10号、電算システム関係事務事業の取り扱いについては、確認されました。

以上を持ちまして、今日、本日上程されました議案については、滞りなく審議が終わりました。委員の皆様の慎重なるご審議で適切なるご決定をいただきました。おかげで本日予定しておりました全ての議題の審議を終わることができました。なお、審議の途中でいろいろと提案等、また、今後詰めなければならない問題等出されましたので、その辺、先程ルール化の問題も出ましたので、幹事会、また町長会の方で充分検討なされ、また上程されることを望んで、この会議を終わらせていただきたいとこのように思っております。ありがとうございました。

藤原事務局長 それでは、レジュメの7その他に入りたいと思います。ここでは、第2回の協議会の開催についてということで、次回は1月の14日、水曜日、午後1時30分から美方町の総合センターで開催する予定にいたしております。なお、協議事項といたしましては、新町の事務所の位置について・新町の名称について・財産の取り扱いについて・新町まちづくり計画その1について・新町まちづくり計画検討小委員会についてを予定をさせていただきます。併せまして、第3回の協議会が1月27日、火曜日でございますけれども、午後1時30分から香住町の文化会館で予定をさせていただきますので、宜しくお願いいたします。それでは、最後に吉田議長から閉会の宣言をお願いいたします。

吉田議長 これにて本日の会議は終了いたしました。ご苦労様でした。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

美方町・村岡町・香住町

合併協議会議長

.....

会議録署名委員

.....

会議録署名委員

.....